

吹田市ディスポーザ排水処理システム性能基準

制 定 平成20年11月17日

第1章 総則

【1】適用

本基準は、公共下水道処理区域内の家庭等から発生する生ごみをディスポーザで破砕したディスポーザ排水を、公共下水道に排出する際に、公共下水道などに悪影響を与えないよう、必要なことを定めたもので、排水設備として下水道に接続するディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の性能等について定めるものとする。

【2】基本的な考え方

本基準は、ディスポーザによって破砕した生ごみを処理することにより、下水道への流入水の水質が適正であるとともに、下水道へ流入する汚濁負荷が増大しないことを基本とする。

第2章 性能基準

【1】ディスポーザ排水処理システムの構成

本システムは、次の二つの部位によるものを基本とする。

生ごみを破砕する部位(以下「ディスポーザ」という。)

破砕された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位(以下「排水処理部」という。)

【2】構成部位の機能

(1)ディスポーザ

ディスポーザは、安全性と排水処理部の機能が発揮されるのに十分な性能が必要となるため、所定の法令等に適合していることを明確に示していることが必要である。

また、システムとして組み合わせるディスポーザを明確にしなければならない。

(2)排水処理部

排水処理部は、ディスポーザ排水と台所排水を専用の排水管で排水させ、有効に処理するものでなければならない。

生物処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排水するタイプ。

機械処理タイプ

ディスポーザ排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排水するタイプ。

【 3 】 ディスポーザ排水の条件

(1) 使用水量

一般家庭のディスポーザの使用水量は、標準を 1 人 1 日当たり 5 L とする。

(2) 投入生ごみの量及び組成

一般家庭でディスポーザに投入する 1 人 1 日当たりの生ごみの量は、標準を 250 g とする。

なお、本基準においてシステムの評価に使用する一般家庭のディスポーザ排水の水質は、表 - 1 のとおりとする。

表 - 1 一般家庭のディスポーザ排水の水質

B O D	S S	n - ㄆキㄆ抽出物質
5,500mg/L	7,000mg/L	700mg/L

【 4 】 台所排水の条件

(1) 使用水量

一般家庭からの台所排水としての使用水量は、標準を 1 人 1 日当たり 30L とする。

(2) 台所排水の水質

一般家庭の台所排水の水質は、標準を表 2 のとおりとする。

表 - 2 一般家庭の台所排水の水質

B O D	S S	n - ㄆキㄆ抽出物質
600mg/L	400mg/L	70mg/L

【 5 】 流出水の評価基準

(1) 一般家庭等の評価基準

システムの排水処理部からの流出水の水質は、表 - 3 のとおりとする。

ただし、生物処理タイプは引抜汚泥の汚濁負荷を見込んだ総流出汚濁負荷の水質とする。

なお、本基準はシステムを性能評価するための基準であり、システムからの流出水の排水基準ではない。

表 - 3 排水処理部からの流出水の水質

BOD	SS	n- ¹ 抽出物質
600mg/L未満	400mg/L未満	70mg/L以下

(2) 一般家庭等の生物処理システムの流出水の設計目標水質

生物処理タイプの流出負荷は、排水処理部からの流出水の負荷に引抜汚泥の負荷を加えた総流出汚濁負荷が表 3 の水質を満たすものとする。

ただし、本タイプのシステムは、流入負荷変動や維持管理状況による影響を受けやすいシステムであり、大臣認定制度からの経過期間も短く、引抜汚泥の負荷を加えた総流出汚濁負荷について、長期的な評価に至っていないため、今後、知見を収集し評価する必要がある。

したがって、当面、当該排水処理部からの流出水の設計目標水質は、表 - 4 のとおりとする。

表 - 4 生物処理タイプの流出水の設計目標水質

BOD	300mg/L未満
SS	300mg/L未満
n- ¹ 抽出物質	30mg/L以下

(3) 業務用システムの評価基準

システムの排水処理部からの流出水の水質は、表 - 5 のとおりとする。

表 - 5 排水処理部からの流出水の水質

BOD	SS	n- ¹ 抽出物質
300mg/L未満	300mg/L未満	30mg/L以下

【6】構造等の評価基準

(1) 機械処理タイプの耐久性

機械処理タイプは、耐用年数の1.5倍以上の耐久性、耐摩耗性等を有するとともに、これらの負荷試験後において、【5】流出水の評価基準を達成できる構造とする。

(2) ディスポーザ単体使用防止対策

機械処理タイプは、排水処理部を切り離すことにより、ディスポーザを単体として使用することができない構造とする。

(3) 臭気防止対策

システムは、臭気上の問題が生じない構造とすること。特に、排水処理部が屋内に設置されるシステムは屋内に臭気が漏れないよう十分な臭気防止対策を講ずること。

【7】設置及び維持管理

(1) 設置

システムの設置者は、システムを設置する場合、排水設備としての所定の届出を行うとともに、設置工事を行う者は、システムが正常に機能するよう確実な設置をしなければならない。

また、システムを製造又は販売する者は、システムの設置者及び設置工事を行う者に対して適切な指導や助言を行わなければならない。

(2) 維持管理

維持管理は、システムの正常な機能を保ち、安定した流出水

の水質を維持するために極めて重要な作業であることから、システムを製造又は販売する者は、専門の維持管理事業者による設置後のシステムの点検、清掃、修繕及び水質検査、引抜汚泥等に関する維持管理の方法と体制、使用者に対する維持管理指導及び維持管理業務委託契約、異常事態における対応策、その他の確な維持管理を行うための方策を定めた維持管理計画等を作成するものとする。

また、システムを製造又は販売する者は、システム設置後においても維持管理データを確認・保管するなど、適切な維持管理が行われる措置を講ずるものとする。

第3章 適合評価

システムの適合評価については、社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）第3章の規定により評価機関が発行する適合評価書により行うものとする。